

# 社団法人日本ホッケー協会 移籍規程

技術委員会 競技部会

## 第1条【移籍規程の遵守】

社団法人日本ホッケー協会（以下「協会」という）の参加チームの選手の移籍は、本規程に従って行わなければならない。

（1）移籍とは協会に登録している選手及び過去1年以内に登録していた選手が新たに別の加盟チームに所属を変更することをいう。

## 第2条【選手の社団法人日本ホッケー協会登録】

（1）チームは当該年度の所定の期日まで協会所定の「チーム登録申請書」にて、協会へ選手登録を行う。

（2）追加変更登録については、協会所定の「選手登録内容変更申請書」にて所定の選手登録内容変更期間に行う。

（3）外国人選手は4名まで登録することができるものとし、試合出場は同時に3名までとする。JHAの外国人競技者の登録手続規定に準ずる。

## 第3条【大会期間中の移籍】

（1）年度内の移籍はできない。（ホッケー日本リーグ加盟チームは）

（2）ただし、前所属チームが以下の事由により解散・廃部・休部したと協会が認める場合は「選手離籍証明書」の発行を受けることなく、移籍後ただちに公式戦出場が認められる。

①当該チームを所有・運営する企業（「親会社」、合併・営業譲渡・会社分割により当該チームを引き継ぐ存続会社を含む）が、当該チームの活動支援を打ち切ることを書面またはプレス・ステートメント等で表明した場合。

②親会社が破産、会社更生、民事再生の申請を行った場合。

③親会社がない場合、当該チームが解散した場合。

④当該チームが書面で協会に脱退を申し入れた場合。

⑤チームより戦力外、通知を受けた場合。

## 第4条【選手の移籍・移籍交渉期間】

（1）次年度の獲得希望があれば、別紙所定の用紙で大会（または全日本大会）終了後、協会に提出する。獲得希望選手リストには、獲得希望選手氏名、前所属チーム、ポジション、年齢を記入する。協会では、獲得希望選手一覧表を作成し、参加チームに書面にて通知する。

（2）移籍交渉期間は、獲得希望選手一覧通知後から、指定された期日までとする。それ以外の期間の交渉は、認めない。

（3）移籍交渉期間後、次年度に別のチームで登録を申請する場合、移籍前・後の両チームの部長（または代表者）と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書が必要である。同意書を協会が認めた場合のみ、移籍を認める。

（4）（3）において同意の無い場合は、新たに別のチームで登録を申請する場合、前のチームを退部または退社の日から1年を経過していないと選手として各大会に出場はできない。

## 第5条【その他】

（1）移籍に関する疑義については、協会が決定する。

（2）獲得希望選手リストで提出していない選手と移籍交渉をした場合の取り扱いについては、別途審議することとする。

（3）チームまたは選手が、移籍について異議または疑義がある場合は、文書をもって協会に提訴することができる。

## 第6条【施行】

本規程は平成21年4月1日より施行する。